

日高管内子育てハンドブック

～保護者の不安や悩みをみんなで解決～



○ 「日高管内子育てハンドブック」について

「日高管内子育てハンドブック」は、保護者の皆さんが抱えている子育ての不安や悩みの解決に向けたハンドブックです。

子どものからだやこころの成長のしかたは、一人一人違ってきます。例えば、ご飯を食べる速さもそれぞれ違います。ほしい物がある時、泣く子もいれば、何度も指差しする子もいるなど、同じ目的に対する行動も一人一人違ってきます。

毎日の子育ての中で、保護者やご家族が心配したり、悩んだりするようなお子さんの行動は、実はお子さん自身の助けて欲しいというサインかもしれません。

大切なことは、まず保護者やご家族が、お子さんの特性を知ることです。そして、お子さんの行動の背景にある理由（〇〇するのは、△△という理由だから）を考えることで、お子さんの特性に合わせた関わり方が明らかになってきます。

地域には、保護者やご家族の子育ての不安や悩みを受け止め、子育てのヒントを一緒に考えてくれたり、利用できるサービスにつなげてくれたりするなど、子育てをお手伝いするさまざまな場所や取組があります。

保護者やご家族、関係者の皆さんが力を合わせて、大切なお子さんの健やかな育ちをお手伝いしていくための第一歩として、このハンドブックを活用してください。



お子さんの様子で、例えばこのような気になることはありませんか？

音や光が苦手…？



じっとしてられない…？



片付けが苦手…？



一緒に遊ぶことができない…？



「日高管内子育てハンドブック」では、それぞれのページで保護者の皆様が子育てをする中で抱えている悩みや心配ごとの解決に向け、役立つ情報を掲載しています。
気になる内容をご覧ください。

【もくじ】

- 1 子どもが困っているときはどうすればいい？…………… 3
- 2 子どもの特徴や接し方など、どのように伝えたらいい？…………… 5
- 3 子育ての悩みや心配は、どこに相談すればいい？…………… 7
- 4 支援が必要な子どもの学ぶ場は？…………… 8
- 5 特別支援学校で学ぶには？卒業後の進路は？…………… 9
- 6 日高管内特別支援教育マップ…………… 10

1 子どもが困っているときはどうすればいい？



お子さんの様子で困っていることがあった場合、まずはお子さんが安心して生活できる環境づくりを始めてみませんか。日常の工夫や配慮をすることで、お子さんの個性を、長所として生かすことができるようになるかもしれません。

【日常生活で】



- ・落ち着きがない、集中力が続かない
- ・不注意なミスが多い
- ・人混み、大きな音、光などの刺激が苦手
- ・服を着ようとしにくい

【刺激を減らしてあげましょう】

- ・お子さんの感覚が敏感で、特定の音や光、においなどを嫌がっているかもしれません。
- ・お子さんと相談して、着心地のよい服やイヤーマフ（耳あて）などを使うなど、お子さんが何かに取り組む際、できる限り注意がそれないように、刺激を減らしてあげましょう。



【約束や予定を決めた時】



- ・急な予定変更があると、パニックになる
- ・破ろうとしているわけではないが、ルールや約束ごとが守れない

【一目で分かる工夫をしてあげましょう】

- ・約束をつい忘れてたり、予定がどのように変わったのか、理解できなかつたりしているかもしれません。
- ・メモや貼り紙などを活用して、言葉だけでなく、一目で見通しがもてる工夫をしてあげましょう。





【友達や周りの大人と】

- ・友達付き合いが苦手
- ・人との距離感がつかめない
- ・あまり人と関わらず、一人遊びが多い
- ・おとなしすぎる、常に受動的

【お友達への関わり方を見つけてあげましょう】

- ・友達と遊ぶ方法を知らないかもしれません。
- ・まずは大人と一緒に遊び、お子さんが人や場所に慣れることから、少しずつ友達と遊ぶことへつなげていきましょう。



【学習面で】

- ・言葉の発達が遅い
- ・文字を書くことや読むことが難しい
- ・授業中に教室から飛び出してしまう
- ・話が流暢で頭の回転が速いのに、作業が極端に遅い

【学習の方法を工夫してあげましょう】

- ・その子の特徴と学習の方法にズレがあるかもしれません。
- ・読みものは事前に録音して聞かせたり、書き写す作業はタブレットなどを活用し、画像で記録したりするなど、工夫してあげましょう。



お子さんの行動や状況は、わざとやっているのではなく、何かに困っているからなのかもしれません。

成長のスピードや、成長の仕方は一人一人異なります。

それぞれのお子さんの特徴を踏まえ、その子に合った接し方をしたり、環境を整えてあげたりすることが大切です。

出典：文部科学省「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト～障害のある子と家族をもっと元気に～」保護者向けハンドブックのひな形について

https://www.mext.go.jp/content/20201105-mxt_tokubetu01-100003020_01.pptx

政府広報オンライン「発達障がいって、なんだろう」

<https://www.gov-online.go.jp/featured/201104/contents/kiduku.html>

北海道教育委員会「みんなに分かりやすい授業づくりのポイント！（平成26年度版）

https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/5/5/1/6/8/2/_/H26minnnaniwakariyasui.pdf

2 子どもの特徴や接し方など、どのように伝えたい？



お子さんの特徴や接し方などについて、幼児教育施設や学校などは、お子さんの育ちの記録として、「個別の教育支援計画」という文書を作ることができます。

「個別の教育支援計画」を作ることによって、お子さんの特徴や必要な配慮などを家庭や学校で共有し、お子さんに的確な指導や支援ができるようになります。

【「個別の教育支援計画」に記録する内容（例）】

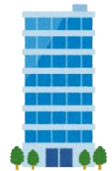
得意なこと、好きなこと
苦手なこと、嫌いなこと

保護者の願い



本人の願い

家庭の状況



学校での様子

必要な配慮



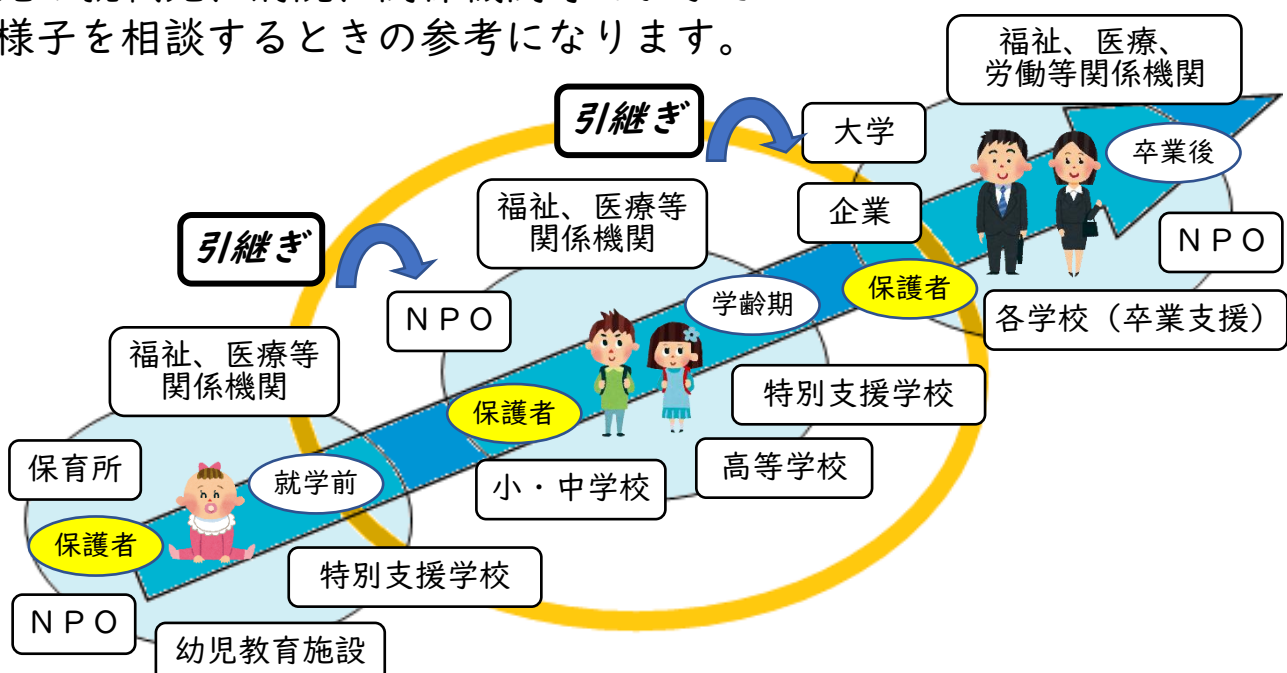
学校での指導や
支援の内容

子育て支援センターなどの
関係機関の利用状況



【「個別の教育支援計画」の活用イメージ】

作成した「個別の教育支援計画」は、進学先や就職先、病院、関係機関等でお子さんの様子を相談するときの参考になります。



出典：文部科学省「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」
https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/common/pdf/passing_guide_02.pdf



下のシートは「個別の教育支援計画」の参考様式です。子どもの育ちの記録が一目で分かる内容になっており、子どものこれまでの情報を詳しく記録に残すことができます。

また、個別の教育支援計画には、お子さんの成長してほしいことや成長するために必要な具体的支援の方法についても記入する場所があります。

これらの情報を家庭や関係機関と共有しながら更新したり、蓄積したりしていくことで、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後まで、一貫して適切な支援を受け続けることができます。

【「個別の教育支援計画」の参考様式】※一部抜粋



本人と保護者の希望や願いを書いて、達成に向けてみんなで力を合わせることができます。

お子さんの様子から、希望や願いの達成のために、何ができるようにになるとよいか、具体的に考えることができます。

教育、家庭、医療や福祉などの関係機関等が一貫した支援を行うため、支援の目標に対し、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、それぞれの役割を明確にすることができます。

個別の教育支援計画の参考様式

【支援シート（本年度の具体的な支援内容等）】

1. 本人に関する情報

①氏名

②学年・組

③担当者

担任	通級指導教室担当	特別支援教育 コーディネーター		
〇〇〇〇	●●●●	□□□□		

※ 本計画の作成（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）にかかわる全ての者を記入すること。

④願い

本人の願い	<input type="text"/>
保護者の願い	<input type="text"/>

⑤主な実態

学校・家庭 でのようす	得意なこと	<input type="text"/>
	好きなこと	<input type="text"/>
	苦手なこと	<input type="text"/>

※「苦手なこと」の欄には、学校生活、家庭生活で、特に支障をきたしている状況を記入すること。

支援の方向性

① 支援の目標

② 合理的配慮を含む支援の内容

<input type="text"/>
<input type="text"/>
<input type="text"/>
<input type="text"/>
<input type="text"/>
<input type="text"/>
<input type="text"/>
<input type="text"/>

※（上段：青枠）必要な合理的配慮の観点等を記入、選択すること。
（下段：白枠）上段の観点等に沿って合理的配慮を含む支援の内容を個別具体的に記入すること。

③ 支援の目標に対する関係機関等との連携

	関係機関名	支援の内容
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>

出典：文部科学省「個別の教育支援計画の参考様式について」
https://www.mext.go.jp/content/20211029-mxt_tokubetu02-100002908_02.xlsx

4 子育ての悩みや心配はどこに相談すればいい？



令和2年度に実施された調査では、子育てについて、悩みや不安があるときの主な相談相手の上位は、このような結果となっています。

- ①配偶者……………76.6%
- ②実母……………52.1%
- ③子育てをしている仲間…25.3%

配偶者などに相談をする以外にも、日高管内には、いつでも相談できる様々な相談機関があります。

専門家や同じ立場を経験した先輩保護者に、その子に合った接し方やサポートについて相談することができます。

日高管内特別支援連携協議会では、下のような「日高管内特別支援教育マップ」を作成し、子どもの発達の段階や、相談先の関係機関を図のようにまとめています。

なお、相談先の、子ども発達支援センター・子育て支援センター、保健福祉担当課及び教育委員会の情報は、町ごとに掲載しています。

また、マップ内のQRコードから、「日高管内特別支援教育マップ」のWeb版を見ることができます。

Web版には、子ども発達支援センター、子育て支援センター等のWebページへつながるリンクが掲載されています。

スマートフォン、タブレット端末等からアクセスできますので、ぜひご活用ください。

10ページに「日高管内特別支援教育マップ」の拡大版を掲載していますので参考にしてください。



出典：令和2年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～」

5 支援が必要な子どもの学ぶ場は？



支援が必要なお子さんの学ぶ場は、お子さんの特性や心身の発達の段階、障がいの程度等の状態に応じた必要な支援と、そのお子さん及び保護者が求める教育的ニーズを整理した上で、その時点で最も教育的ニーズに応えることのできる、適切な場所を「学びの場」とすることが大切です。

小学校・中学校

通常の学級

通級による指導

- ・言語障がい
 - ・学習障がい等
- ※設置の有無については、町教育委員会にお問い合わせください。

特別支援学級

- ・弱視
- ・難聴
- ・知的障がい
- ・肢体不自由
- ・病弱・身体虚弱
- ・言語障がい
- ・自閉症・情緒障がい

特別支援学校

- ・視覚障がい
(札幌視覚支援学校)
- ・聴覚障がい
(室蘭聾学校)
- ・知的障がい
(平取養護学校)
(平取養護学校静内ペテカリの園分校)
- ・肢体不自由
(札幌真駒内養護学校)
(手稲養護学校)
- ・病弱
(手稲養護学校)
(手稲養護学校三角山分校)

「学びの場」は、入学後もお子さんの状態に応じて、柔軟に見直すことができます。

特別支援学校への就学は、「**学校教育法施行令第22条の3**」に該当する障がいの程度を有するお子さんが対象となります。

【例：特別支援学校(知的障がい)の対象である児童生徒の障がいの程度】

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

就学や学びの場について、ご相談がある場合、現在通っている機関や学校の先生、就学先として考えている学校の教育相談担当者に相談してください。

また、お住まいの町の教育委員会や北海道立特別支援教育センターでも就学に関する相談を行っていますので、お気軽にご利用ください。



6 特別支援学校で学ぶには？卒業後の進路は？



特別支援学校高等部では、特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業（見込みを含む）した、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由又は心身が病気のため弱っている子どもが学んでいます。

特別支援学校（高等部）への入学希望者については、下の枠内に掲載したような出願資格があります。

【例：知的障がい特別支援学校への出願資格】

- 医師の診断がある又は公的な専門機関において知能検査の結果や社会生活へ適応の困難性などから知的障がいと判断される
- 知的障がい特別支援学級に在籍している
- 療育手帳を取得している

※上記3項目のうち、一つを満たしていること

詳細については、右のQRコードから、道立特別支援学校入学者（高等部）募集要項をご覧ください。高等部の教育活動や卒業後の進路等についても、右のQRコードから、各学校の情報を検索することができます。

進学を検討している場合、お子さんと保護者で志望する学校の教育相談を受け、実際の教育活動を見た上で進路決定することが大切です。



<特別支援学校入学者選考のページ>



<高等部のしおり>



特別支援学校高等部卒業後は、企業等へ就職して働くほか、就労に向けて、右の表のような福祉サービスを受けている方がいます。

10ページの「日高管内特別支援教育マップ」に就労に関する支援窓口を掲載していますので、ご活用ください。



【福祉サービスの対象者及び内容】

・就労移行支援

企業等への就労を希望する障がいのある方に、必要な知識及び能力の向上のための訓練や求職活動に関する支援、就職後の職場定着支援を行います。

・就労継続支援A型（雇用型）

企業等への就労が困難な障がいのある方に、雇用契約に基づいた、継続的に生産活動に係る知識及び能力の向上に必要な支援を行います。

・就労継続支援B型（非雇用型）

就労移行支援事業所等を利用した結果、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している障がいのある方に、就労の機会等を通じて生産活動に係る知識及び能力の維持その他必要な支援を行います。

日高管内特別支援教育マップ

発行 令和2年3月
改訂 令和6年3月
日高管内特別支援教育協議会

こんな時、
どこに相談したらいいの？



子育てに係る相談

- 上手く話ができない ○話が気になってしまう
- 持ち物を壊さない ○騒がしいところが苦手



就学、学校教育に係る相談

- 授業中退席から戻り出してしまう
- 文字を書くことが得意でない
- 集団の中に入ることが苦手



進学に係る相談

- 学校からの誘い
- 進学や留校の判断について



就労に係る相談

- 入職情報が少ない
- 長く働けるように



一人で悩まぬでください

このマップは、子育てをみんなでお支えするための相談機関等のサポートについてご紹介します。関係機関の方だけではなく、保護者の方も、御活用ください。

乳幼児期

地域の子育て家庭に対する育児支援や
障がいのある子どもに対する支援

児童・生徒期

子育て支援制度や
就学・進学に係る相談

学校教育や
就学・進学に係る相談

学校における支援の検討及び相談

卒業後

広域を含む日高管内の
就労に関する相談

子ども発達支援センター・子育て支援センター等

保健福祉担当課

教育委員会

特別支援学校及び医療機関

就労に関する支援窓口

日高町

◆日高町子育て支援センター
「わくわく館」
日高町御前1北2-8-1
01456-2-3048



◆日高町立日高保育所
日高町本町東3-261番地の6
01456-2-3048



◆社会福祉法人愛光会
相談室「みんなのそら」
日高町御前1南1-6-26
01456-2-2585



日高町子育て健康課
01456-2-6183
日高総合支所地域住民課
01457-6-3173

日高町教育委員会
管理課
01456-2-3722

北海道平取養護学校
平取町本町112-7
01457-2-3178

◆清河公共職業安定所
「ハローワーク清河」
清河町御前東1-5-21
0146-22-3036

平取町

◆平取町子育て支援センター
「ひらとの児童館」
平取町本町35-1
01457-2-3026



◆平取町子ども発達支援センター
「ひよこ学級」
平取町本町35-1
01457-2-3400



◆社会福祉法人平取福祉会
相談支援事業所「なないろ」
平取町御前内町151-45
01457-3-7150



平取町保健福祉課
01457-4-6112

平取町教育委員会
生涯学習課
01457-2-2619

北海道平取養護学校
静内ベテカリの園分校
静内町静内2-1-35
0146-43-2918

◆清河公共職業安定所
「ハローワーク静内」
静内町静内2-1-40
0146-42-1734

新冠町

◆新冠町子育て支援センター
新冠町手取町18-2
0146-47-4525



◆新冠町子ども発達支援センター
「あひぞら」
新冠町字新御前町117-1
0146-47-1522



◆新冠町相談支援事業所
相談室「かすね」
新冠町字本町65-17
0146-47-2333



新冠町保健福祉課
保健福祉グループ
0146-47-2113

新冠町教育委員会
管理課
0146-47-2547

清河赤十字病院児童相談室
清河町清河のみ1-2-1
0146-22-5111

◆地域若者サポートステーション
「とまねあ若者サポートステーション」
吉川町表町3-2-13
0144-84-8670

新ひだか町

◆市内子育て支援センター
新ひだか町新ひだか5-1-32
0146-42-0321



◆新ひだか児童養育相談センター
「新ひだか児童養育相談センター」
新ひだか町新ひだか5-1-32
0146-42-8715



◆NPO法人こみっと
相談支援センター「こみっと」
新ひだか町新ひだか5-1-32
0146-42-2488



新ひだか町保健福祉課
健康生活部健康推進課
健康グループ・障がいグループ
新ひだか町新ひだか5-1
0146-42-1287
総合市民センター地域課
0146-33-2111

新ひだか町教育委員会
教育部管理課
0146-49-0088

うらかやエマオ診療所
清河町清河のみ3-2-34
0146-26-7430

◆若狭石浜町若狭・生活センター
「かたはし」
若狭町表町3-3-3
0144-56-5119

◆マレット子育て支援センター
新ひだか町新ひだか6-2-26
0146-42-0737



◆発達支援施設「しずな」ゆの社
新ひだか町新ひだか426-1
0146-42-3070



◆社会福祉法人静内ベテカリ
「こどもサポートほほっす」
新ひだか町新ひだか5-1-32
0146-45-0341



浦河町

◆浦河町子育て支援センター
浦河町御前1-3-1
0146-24-4141



◆発達支援施設「しずな」ゆの社
浦河町御前東1-12-10
0146-26-7400



◆障がい者相談支援事業所
「すいずい」
浦河町大通5-9
0146-22-6246

浦河町保健福祉課
0146-26-9003

浦河町教育委員会
管理課学校教育課
0146-26-9020

浦河町子育て医療課
0146-26-9002

◆浦河公共職業安定所
「ハローワーク浦河」
浦河町御前東1-5-21
0146-22-3036

様似町

◆様似町子育て支援センター
様似町御前1-8
0146-36-5521



◆発達支援施設・相談支援サービス事業所
「このちの森うらここ」
浦河町御前東のみ4-176-5
0146-26-7400



※東部3町の相談を受け付けています。

様似町保健福祉課
0146-36-5511
様似町子育て支援係
0146-36-3521

様似町教育委員会
生涯学習課
0146-36-2521

えりも町

◆えりも町子育て支援センター
「えりも町立中央保育所」
えりも町字御前252
01466-2-2411



※東部3町及び新ひだか町
三石地区の相談を受け付けています。

※東部3町の相談を受け付けています。

えりも町保健福祉課
保健福祉課 / 発達・障がい支援係
01466-2-4630
えりも町民生生活子育て支援係
01466-2-4621

えりも町教育委員会
学校教育課
01466-2-2525

町作成の「子育て支援ガイド」

URAKAWA こそでサポートブック

浦河町の子育てに関する情報



新ひだか町子育てガイドブック

お子さんを育てている方のために、町の取組を中心として、子育てに関する制度や利用できる機関・施設の情報を知りやすくまとめています。

